

# 令和7年6月26日会議概要

## 第1 日時

令和7年6月26日（木）午前9時15分から午前11時40分までの間

## 第2 出席者

在田委員長、池坊委員、森委員、森田委員、増田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、警察学校長、情報通信部長等  
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

## 第3 議事の概要

### 1 委員報告

#### 京都府開庁記念日記念式典（6月19日）

委員から、「Ⅰ部は警察永年勤続職員65名に対する表彰の贈呈と、地域安全総合対策本部及び交通死亡事故抑止戦略本部に対し、特別表彰の贈呈があった。Ⅱ部は、渡部元公安委員長及び平林元公安委員長に対する自治功労表彰のあった。」旨、報告があった。

### 2 議題

#### (1) 令和6年度「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」の検証結果について

警務部長から、「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」に基づく令和6年度の取組を検証した結果、各種休暇の取得状況、全警察官に占める女性の割合、配偶者の出産に伴う特別休暇の取得率に係る数値目標について、それぞれ概ね目標を達成している旨、報告があった。

現行計画の実施期間が本年度末であるため、来年度からの第三期に向けて目標を策定し、引き続き働きやすい職場環境の構築に努める旨、説明があった。

委員から「一般職員の女性職員の割合は、現時点で66%以上となっていることをアピールしてはどうか。」旨、発言があり、警務部長から「書き方の工夫等を検討する。」旨、回答があった。

委員から、「着実に目標に向かって進展していると思う。来年には、全警察官に占める女性の割合が13%に達成していただければありがたい。」旨、発言があった。

#### (2) 左京警察署二庁舎制運用時の体制について

警務部長から、令和8年春の左京警察署二庁舎制運用時の体制について報告があった。

委員から、「庁舎が分かれているところについては、連絡調整を密にして連携することが大変だと思う。令和13年度以降に新庁舎完成なので、それまでの間、大変だと思うがよろしく願います。」旨、発言があった。

#### (3) サイバー対処捜査官の採用選考試験の実施について

警務部長から、サイバー人材を確保し、将来的に専門的な捜査員を育成するための制度として、サイバー対処捜査官の採用選考試験を実施する旨、報告があった。

通常実施している警察官の採用試験とは異なる受験資格や試験内容で実施し、若干名の採用を予定していることや、現在28都道府県で同様のサイバー部門に特化した新卒者等を対象とした採用試験を実施している旨、説明があった。

委員から、「一般採用された警察学校での教養科目の中に、受験資格で示した試験の教養を取り入れたら良いのではないか。」との意見があり、警察本部長から、「サイバー人材の採用と育成については、現時点において、全国の警察組織でどのように着地点を見出そうか検討が進められている段階である。サイバー対処捜査官の採用というサイバーのみ取り扱うとイメージされるかもしれないが、あくまでも京都府警で勤務し、キャリアを積み重ねる警察官であるので、ポリスマインドを持った人物を採用し、育成するものである。官民間問わず、全国的にサイバーセキュリティのレベルを上げるための人材獲得競争が激しい中で、京都府警としては、最初からサイバーのみを取り扱い他の警察業務はしたくないという方と、我々が求める人材とはミスマッチが生じてしまうと考えている。今後も一般採用枠の中からもサイバー人材の登用は続くはずであり、採用育成とキャリアパスについては今後も不断に検討を続ける必要があると考えている。」旨、回答があった。

委員から「サイバー捜査部門は、警察とは別組織を作る必要があると思う。」「警察官としてということが基本にあると、なかなかその中から抜け出せないが、その基本がなければできない組織であるので、みなさん悩まれていると思う。能力のある者をどんどん育てて別の組織を作るような育成の仕方というの、今後は必要となるかもしれない。」「いろいろな課題や懸念を抱えながら様々なことにチャレンジしていただきたい。」旨、発言があった。

#### (4) 耐刃防護衣の運用見直しについて

地域部長から、受傷事故防止の観点から勤務中における常時着装を指示しているところ、暑熱対策における身体への負担軽減を一定考慮する必要があることから、安全確保を最優先としつつ、勤務員の健康管理にも配慮するため、耐刃防護衣の運用を見直す旨、報告があった。

耐刃防護衣の軽量化・通気性の確保及び耐刃防護衣を着装しない場合の明示を内容としている旨、説明があった。

委員から、「軽量化しても一定の安全性は確保されるのか。また、通気性については新素材で防護衣を作ることは考えているのか。」旨、質問があり、地域部長から、「軽量化しても安全性は確保できるものであり、併せて逮捕術等を通じて更なる安全性の確保に努める。」旨、回答があった。

また、警察本部長から、「耐刃防護衣の素材については、刃物に対する一定の性能が担保される必要がある。」旨、回答があった。

#### (5) 令和7年祇園祭総合警備（7/14～24）の実施について

地域部長から、祇園祭にあたり、前祭の本年7月15日から17日までの間及び後祭の本年7月24日、地域部長を長とする祇園祭総合警備本部を設置し、所要の体制で総合警備を実施する旨、報告があった。

主要な対策として、自主警備員等との緊密な連携、雑踏事故防止対策、円滑な歩行者用道路の確保に向けた交通対策、突発事案対策、関係機関と連携した訪日外国人対策を行うとともに、暑熱対策として警備に従事する警察官の交替要員の確保を行い健康管理に努める旨、説明があった。

委員から、「参議院議員選挙と重なり人員の配置も大変だと思うが、よろしく願う。」

旨、発言があった。

**(6) 第27回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置について**

刑事部長から、本年7月3日公示、同年7月20日投票の第27回参議院議員通常選挙に関し、同年6月23日、府警本部及び府内全警察署に約1,000人体制の取締本部を設置し、取締りを実施している旨、報告があった。

選挙運動期間中は祇園祭の期間と重なるが、取締りや警護警備に万全を期す旨、説明があった。

**(7) 「けいはんな経済安全保障センター」の運用状況について**

警備部長から、関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）における先端技術情報の流出リスクに備えた各種対策を講じるため、令和6年11月に設置された「けいはんな経済安全保障センター」の運用状況について、報告があった。

企業等訪問回数は、センター設置前の10箇月と比較すると設置後の6箇月で約6倍に増加しており効果が認められるもので、今後、より効果的なセミナーの開催により経済安全保障に関する意識高揚を図るとともに、情勢に応じたアウトリーチ活動を拡充し、技術流出の未然防止を図る旨、説明があった。

委員から、「企業等訪問回数が6倍になっている。より認知度を高め、頼りになる存在になってもらおうとありがたい。」旨、発言があった。

**(8) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可状況について（5月申請分）**

警備部長から、5月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

**(9) 令和7年度「学びのWEBラボ」への参画について**

サイバー対策本部長から、教育機関との連携を強化し、生徒への講義や交流を通じてサイバーセキュリティの意識の向上及びサイバー人材の育成を行うため、令和7年度「学びのWEBラボ」へ参画する旨、報告があった。

「学びのWEBラボ」は、京都府教育委員会が開催している事業で、府内の異なる府立学校の生徒がオンラインで繋がり、学校で学ぶ機会の少ない専門的テーマについて、大学や企業等が講師として参画し「次世代型の学び」を実施する旨、説明があった。

委員から、「色々なチャンネルを通じて人材の確保をしていただければありがたい。」旨、発言があった。

**3 追加報告**

**(1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被疑者の逮捕について**

生活安全部長から、本年6月5日に出資法違反等で逮捕した事件で、約9億円以上をマネーロンダリングしたとして、先に逮捕した者2人と新たに1人を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の被疑者として逮捕した旨、報告があった。

**(2) ホストクラブへの立入り、法改正周知活動結果について**

生活安全部長から、7店舗のホストクラブへ立入りを実施し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正を周知するとともに、2店舗に対し、軽微

な違反の是正を指示した旨、報告があった。

#### 4 聴聞等

##### 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、18件の行政処分を審議した。

#### 5 個別決裁

##### (1) 風営適正化法及び出会い系サイト規制法に係る処分基準等の一部改定について

生活安全企画課担当補佐から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律にかかる許可等事務の審査基準及び処分基準について、警察庁のモデル基準の改定を受け、同基準に則して一部改定する旨、説明があり、審議の上、決定した。

##### (2) 警察職員の援助要求について（2件）

捜査第三課調査官から、兵庫県警察と石川県警察との合同捜査、福井県警察との合同捜査の実施に伴い、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求について説明があり、審議の上、兵庫県公安委員会、石川県公安委員会及び福井県公安委員会に対し、警察官の派遣を要求することを決定した。

##### (3) 大阪府警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく大阪府公安委員会からの援助要求に対して、京都府警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

##### (4) 福井県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく福井県公安委員会からの援助要求に対して、京都府警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

##### (5) 公安委員会宛て苦情について（処理2件）

公安委員会補佐室長及び公安委員会補佐室長補佐から、過日受理した公安委員会宛ての苦情申出2件について、それぞれ調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

#### 6 個別報告

##### (1) 警察施設に対する建造物侵入事件の発生について

総務部長から、本年6月22日、宮津警察署の駐車場に不審者が侵入し、現在捜査中であり、再発防止に向けて、全署に庁舎管理の徹底等を指示した旨、報告があった。

委員から、「以前も警察施設に不審者が侵入し、証拠品を盗まれた事案があったと思う。より一層、庁舎管理の徹底をお願いします。」旨、発言があった。

##### (2) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。